65歳以上の介護保険料

介護保険料は、介護事業費を基に、令和６～８年度の65歳以上の第１号被保険者保険料収納必要総額を算出し、被保険者の所得段階別加入割合を考慮の上、保険料の基準額を決定します。令和６～８年度の保険料の基準額は年額７万7,470円になります(令和３～５年度の保険料の基準額と同額)。

令和６年度の年間保険料額は、７月に送付する保険料額通知書でお知らせする予定です。

介護保険料(令和６～８年度)

所得段階	所得などの条件	算定式	年額保険料
第１段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ●本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.280	2万1,690円
第２段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.475	3万6,800円
第３段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第１段階・第２段階以外の人	基準額×0.685	5万3,060円
第４段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.875	6万7,780円
第５段階（基準額）	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第４段階以外の人	基準額×1.00	7万7,470円
第６段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額×1.20	9万2,960円
第７段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	基準額×1.30	10万　710円
第８段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、250万円未満の人	基準額×1.50	11万6,200円
第９段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間250万円以上、320万円未満の人	基準額×1.70	13万1,690円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間320万円以上、500万円未満の人	基準額×1.80	13万9,440円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人	基準額×1.90	14万7,190円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間750万円以上、1,000万円未満の人	基準額×2.10	16万2,680円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,000万円以上の人	基準額×2.30	17万8,180円

介護保険料の納付は口座振替を

65歳以上の介護保険料は、原則年金から天引きされますが、資格取得後(65歳になったときなど)６カ月から１年間程度は年金から天引きされませんので、送付された納入通知書で納付してください。他にも、条件によっては年金から天引きにならない場合があります。

いずれの場合でも、口座振替をご利用いただくと納期限日に自動で振り替えされるので、納め忘れがなく便利で安心です。ご希望の金融機関(市内に支店のある金融機関)または郵便局の窓口に口座振替の申込用紙を提出してください。申込用紙は市内の金融機関・郵便局の窓口に設置しています。